

井原市発注工事に係る現場代理人取扱要領の見直しについて お知らせ

井原市総務部財政課

建設業法施行令の一部改正（令和4年11月18日改正）に伴い、井原市が発注する建設工事に係る現場代理人の取扱いについて、次のとおり見直しを行い、令和5年4月1日以降の入札公告、指名通知を行う工事から実施しますので、お知らせします。

1. 現場代理人の兼務拡大（令和5年4月1日から）

1) 現場代理人の兼務拡大

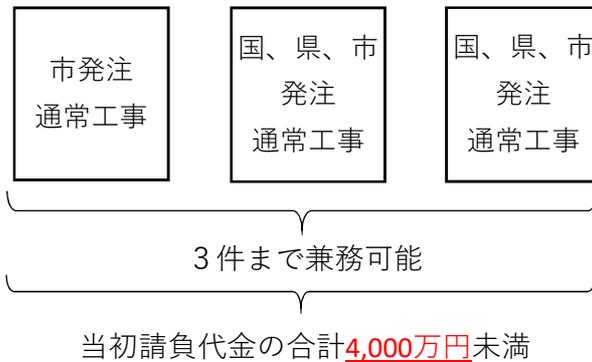
現場代理人について、兼務することとなる工事の当初請負代金の合計額を4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満とします。

兼務拡大要件	従来 (令和3年4月～令和5年3月)	特例措置含む令和5年4月1日 からの取扱い
兼務可能件数	兼務することとなる工事が、3件（災害復旧工事等が含まれる場合は件数を制限しない。）以内であること（国又は県の発注する工事を含む。）。	従来と同じ
当初請負代金	兼務することとなる工事の当初請負代金の合計が <u>3,500万円</u> （建築一式工事は <u>7,000万円</u> ）未満であること。ただし、災害復旧工事等が含まれる場合は、1.5億円（建築一式工事も同額）未満であること。	兼務することとなる工事の当初請負代金の合計が <u>4,000万円</u> （建築一式工事は <u>8,000万円</u> ）未満であること。ただし、災害復旧工事等が含まれる場合は、1.5億円（建築一式工事も同額）未満であること。
従事可能地域	それぞれの工事現場が井原市内にあり、かつ、監督員と常時連絡可能な体制を確保し、監督員が求めた場合は速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。	
その他	兼務するいずれかの工事現場で業務に従事できること。	

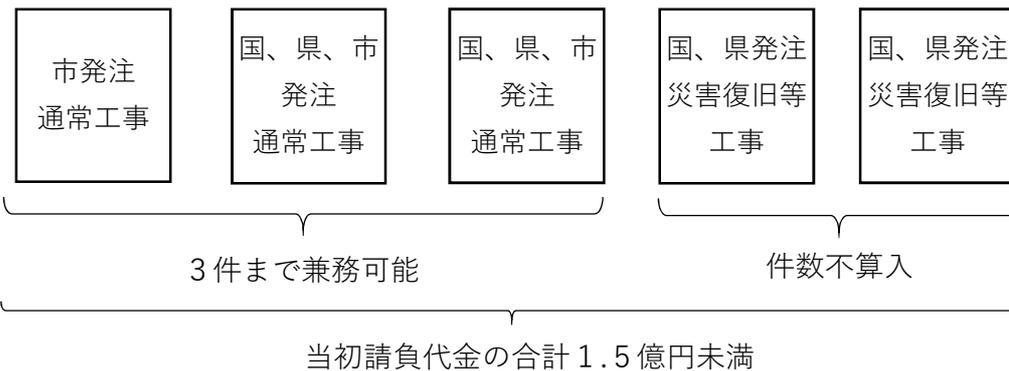
※詳細については「井原市発注工事における現場代理人取扱要領」を井原市ホームページからご確認ください。

現場代理人の兼務件数及び当初請負代金の合計の考え方

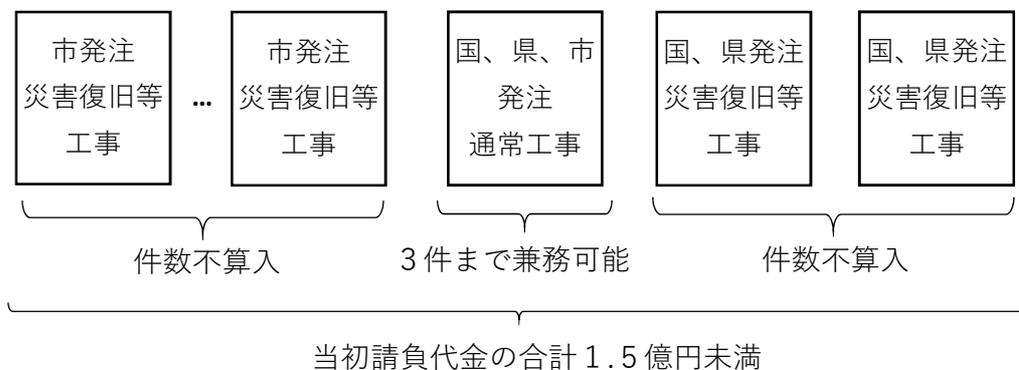
【例1-1】市発注の通常工事のみを受注している場合で、国、県発注の通常工事のみを兼務する場合



【例1-2】市発注の通常工事のみを受注している場合で、国、県発注の災害復旧工事等を兼務する場合



【例2】市発注の災害復旧工事等を受注している場合



国や県が発注した工事であっても、災害復旧工事の場合は3件の兼務件数に含めません。ただし、兼務する工事の当初請負代金の合計額（1.5億円未満）には含めますので、ご注意ください。なお、現場代理人が、市が発注した工事と国や県が発注した災害復旧工事を兼務する場合は、現場代理人兼務届の提出にあわせて、国や県が発注した工事が災害復旧工事であることが確認できる資料の提出をお願いします。ただし、工事名で災害復旧工事であることが確認できる場合は、資料の提出は不要です。